

アライアンス・バーンスタイン・ グローバルESG・社債ファンド2021-09 (限定追加型)

追加型投信／内外／債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います。]

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 303 号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの販売会社、基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号 03-5962-9687 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ アドレス <https://www.alliancebernstein.co.jp>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券(一般)	年1回	グローバル (日本含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

委託会社の情報(2021年5月末現在)

●委託会社名 アライアンス・バーン斯坦株式会社	●資本金 16億3,000万円
●設立年月日 1996年10月28日	●運用する投資信託財産の 合計純資産総額 3兆4,125億円

- 本書により行う「アライアンス・バーン斯坦・グローバルESG・社債ファンド2021-09(限定追加型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年7月16日に関東財務局長に提出しており、2021年8月1日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、新興国を含む世界の社債等のうち、信託期間内に満期償還を迎える債券に投資します。

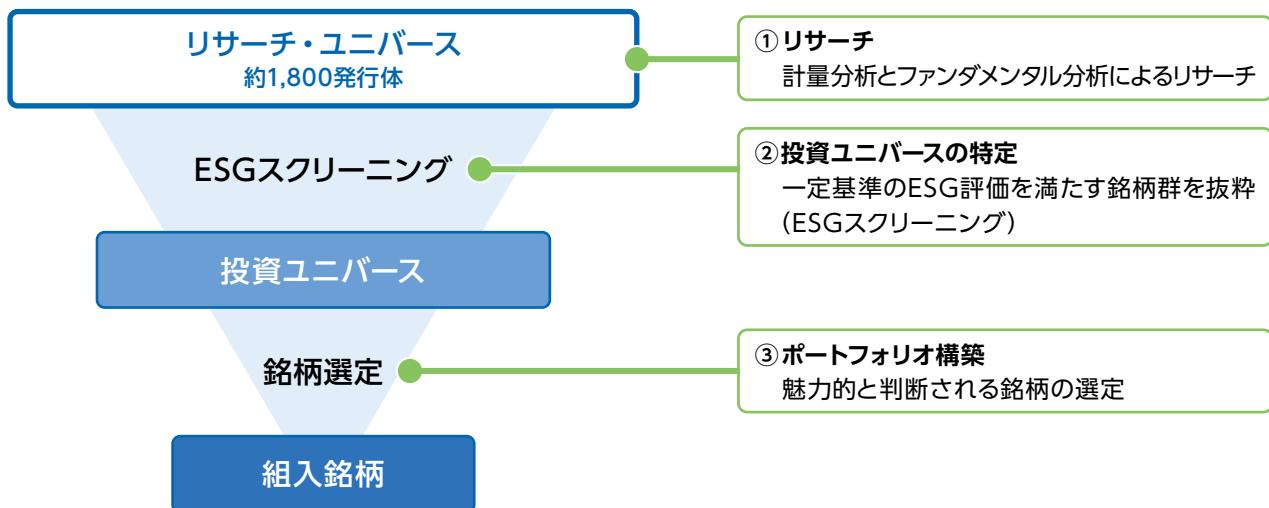
- 投資した債券は、原則として各債券の満期償還日まで保有します。
- 当ファンドの信託期間は、2021年9月3日から2026年9月25日までです。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、計量分析とファンダメンタル分析による徹底したリサーチを行い、ESG評価が一定基準を満たす銘柄群の中から、将来の信用力分析やリスク特性などを考慮して魅力的と判断される銘柄を選定して投資します。

ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとったものです。ESG評価の高い企業は、事業環境等への対応能力やリスク管理に優れ、長期的に事業を継続できることが期待できると考えられます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、取得時においてB-格相当以上の格付を有するものとし、ポートフォリオ構築完了時点における組入銘柄の平均格付はBBB-格相当以上とします。

運用プロセス



※上記の内容は、2021年5月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



3 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

- 完全に為替変動リスクを回避することはできません。

4 約5年の限定追加型*投資信託です。

- 当ファンドの信託期間は、2021年9月3日から2026年9月25日までです。
- 当ファンドの購入の申込みは、2021年8月2日から2021年9月17日までの間に限定して受付けます。

*「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集を行わないタイプの投資信託をいいます。

5 運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

- 運用指図に関する権限委託：社債等の運用および為替の運用
*国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。
- 委 託 先 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
(投資顧問会社) アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

分配方針

- 原則として、毎決算時(毎年9月25日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- (収益分配金に関する留意事項)
 - 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

主な投資制限

- 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- 株式への投資割合
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

当ファンドは、主として値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト(債務不履行)が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限局的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができる可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

パフォーマンスの検証

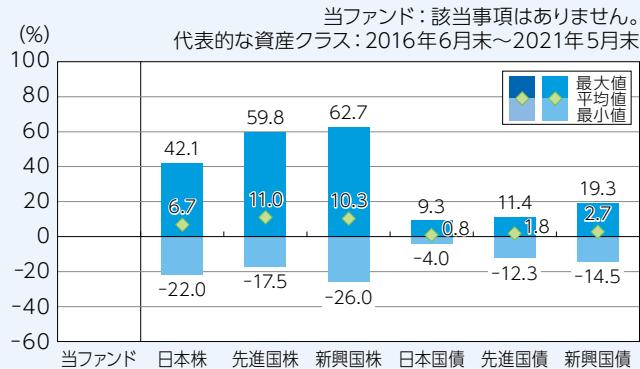
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドは2021年9月3日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

※上記グラフは、代表的な資産クラスについて、2016年6月～2021年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、当ファンドの騰落率は設定前のため記載しておりません。

各資産クラスの指標

- 日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI 国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

ファンドの運用実績

※当ファンドは、2021年9月3日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。
※ファンドの運用実績については、委託会社のホームページにおいても適宜開示する予定です。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間收益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
	ファンドの設定中止の可能性について	以下の場合には、委託会社の判断で当ファンドの設定を中止することがあります。 <ul style="list-style-type: none">・当ファンドの当初募集金額が50億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合・当初申込期間中の市場環境等の変化等により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断した場合

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
	換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込関連	申込締切時間	原則、午後3時までに、販売会社が受付けを完了したものを当日のお申込み分とします。
	購入の申込期間	当初申込期間：2021年8月2日から2021年9月2日までとします。 継続申込期間：2021年9月3日から2021年9月17日までとします。 ※2021年9月18日以降は、購入の申込みの受付けを行いません。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日においては、購入・換金のお申込みはできません。 <ul style="list-style-type: none">・ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。

 決算・分配	決算日	原則、9月25日(休業日の場合は翌営業日) ・初回決算日は、2022年9月26日とします。
	収益分配	原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込みメモ

 その他	信託期間	2026年9月25日まで (信託設定日: 2021年9月3日)
	繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了(繰上償還)する場合があります。 ・純資産総額が30億円を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	信託金の限度額	500億円
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
	基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「E債2109」の略称で掲載されます。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率（ <u>1.1%（税抜1.0%）を上限</u> とします。）を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率 <u>0.968%（税抜0.88%）</u> 信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 <配分（税抜）および役務の内容>		
	委託会社	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
<配分（税抜）および役務の内容>			販売会社 年率0.4% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
<配分（税抜）および役務の内容>			受託会社 年率0.03% 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
※ ファンドの信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 ※ 投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。			
● 金融商品等の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等 ※ 投資者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。			
● 監査費用／法定書類関係費用／計理業務関係費用／受益権の管理事務に係る費用等 ※ 純資産総額に対して年0.1%（税込）の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。			
● 他の費用・手数料 <主な役務の内容> 金融商品等の売買委託手数料：組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料 外貨建資産の保管等に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 法定書類関係費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用 計理業務関係費用：計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用			

※ ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

*復興特別所得税を含みます。

※上記は、2021年5月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

